

【風水害編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴

1 計画の目的

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「1 計画の目的」に準ずる。

2 計画の前提条件

・本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された地域計画との整合を図りつつ、河川氾濫により大きな浸水被害が発生した関東・東北豪雨や令和元年東日本台風等、最近の災害から得た教訓を反映して策定するものである。

・災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、高齢者、障がい者、子供、外国人にも配慮し、性別や属性に関わらない多様な視点に配慮した防災対策を推進する。

（資料第3-1 平成7年以降に発生した災害）

3 計画の性格及び範囲

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「3 計画の性格及び範囲」に準ずる。

4 計画の目標

・災害の種類には、第一の類型として、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、雪害、土砂災害等の異常な自然現象によるものと、第二の類型として、大規模な火災又は爆発、多数の死傷者を伴う列車事故、CBRNE災害、テロ等の人為的原因によるものとに大別される。

・本計画は、第2章第4節に掲げる被害想定に対処し得る体制の樹立を目標として、区民の生命・財産等を守り、区民が安心して生活できる「安全安心都市あらかわ」の実現を目指すものである。

5 他の法令に基づく計画等との関係

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「5 他の法令に基づく計画等との関係」に準ずる。

第2節 計画の構成

・本計画には、区、防災機関、事業者及び区民が行うべき風水害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	風水害、気象、河川の概況や被害想定、区及び防災関係機関の活動体制等
第2部 風水害予防対策計画	風水害発生前に区及び防災関係機関等が行う予防対策等
第3部 風水害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

第3節 計画の習熟

・区及び防災関係機関は、防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通し本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の修正

- ・本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、区防災会議においてこれを修正する。
- ・区及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を区防災会議に提出するものとする。

第2章 風水害等の概況と被害想定

第1節 風水害の概況

・都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成24年度～令和3年度）で台風性による降雨で5回、集中豪雨等によるもので24回となり、年に2、3回の頻度となっている。これまでの主な風水害の状況は以下のとおりである。

（資料第3-41 近年の荒川区における風水害被害一覧）

（資料第3-42 荒川区における浸水実績図）

第2節 気象の概況

・東京地方の降水量には、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。

・この時期を挟んで、雷雨や台風、前線等によって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

・また、急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらす局地的大雨（ゲリラ豪雨）となることがある。

・さらに、近年では次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ50～300km程度、幅20～50km程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯がある。線状降水帯による顕著な大雨によって、毎年のように数多くの甚大な災害が生じている。

・線状降水帯の発生メカニズムには未解明な点も多く、今後も継続的な研究が必要とされている。

・関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.8個、9月に1.2個、10月に0.7個となっている（平成3年から令和2年までの30年平均：気象庁）。

第3節 河川の概況

・荒川区は、東京23区の東北部（都心8km圏）に位置し、区の北部及び東部を迂回して隅田川が足立区、台東区、墨田区との区境を流れている。それに沿って尾久・町屋・荒川・南千住の各町が形成されている。

・隅田川は、甲武信ヶ岳に水源を発する荒川水系に属する河川で、北区志茂地先の岩淵水門付近で荒川から分流し、さらに新河岸川、石神井川、神田川等の支流を合わせて東京湾に注いでいる延長23.5km、流域面積690.3km²の都が管理する一級河川である。

第4節 被害想定

1 洪水（外水氾濫）

（1）荒川の氾濫

・平成28年5月、国土交通省が、想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により荒川の堤防が複数箇所決壊した場合に想定される浸水想定区域・浸水深を公表したことに伴い、区では、水防法第15条3項に基づき、平成28年8月に「荒川区防災地図（水害版）」を作成した。

・想定では、区内の約9割で0.5m～5.0mの浸水が発生し、浸水が引くまでに最大2週間以上を要する恐れがあり、その間は電気・ガス・水道・下水道等のライフラインが使用できない状態となる。

・また、荒川流域で大規模な被害が発生する想定であるため、救助に長期間を要する可能性がある。

・なお、家屋等氾濫危険区域（洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫流が発生する恐れがある範囲）には指定されておらず、水流により家屋等は倒壊しない想定である。

（資料第3-44 荒川区防災地図（水害版））

（2）石神井川の氾濫

・令和元年5月、都が、石神井川で想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）があった場合における浸水想定区域・浸水深を公表したことに伴い、区では、水防法第15条第3項に基づき、令和4年10月に「荒川区石神井川洪水ハザードマップ」を作成した。

・荒川区内では、西尾久七丁目地区、八丁目地区で0.1m～1.33mの浸水が予想される。浸水継続時間は、12時間未満である。

（資料第3-45 荒川区石神井川洪水ハザードマップ）

2 高潮による氾濫

・平成30年3月、都が、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が河川から発生した場合における高潮浸水想定区域図（高潮の影響が極めて高くなる台風の中心気圧：910hPa、移動速度：73km/hを想定し、最大の浸水深・浸水継続時間を想定）を作成し、この区域図をもとに、水防法の規定に基づき、高潮特別警戒水位を設定した。

・区では、都の区域図の作成等を受け、水防法第15条第3項に基づき、令和4年10月に「荒川区高潮浸水ハザードマップ」を作成した。

・東京湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生し、台風による雨水流下と東京湾からの高潮遡上とがぶつかる北区堀船付近の石神井川で水位が上がり、越水した場合、区内の約5割で0.5m～3.0mの浸水が発生し、浸水継続時間は、区内の大部分が12時間以内、一部地域で最大1週間以上となる恐れがある。

・また、高潮に伴う河川水位の上昇により、河川への排水ができなくなることに伴い、内水氾濫も発生する恐れがある。

（資料第3-46 荒川区高潮浸水ハザードマップ）

3 都市型水害（内水氾濫）

・令和3年3月、都等で構成される「都市型水害対策連絡会」は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）があった場合に想定される浸水予想区域・浸水深を公表した。

・下水の排水能力を超えたことによる冠水等（内水氾濫）が発生した場合、区内各地で0.2m～2.0mの浸水被害が生じる恐れがある。

（資料第3-47 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図）

4 土砂災害

・平成30年1月、都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、西日暮里三丁目及び四丁目の一部を、土砂災害（特別）警戒区域に指定した。

・当該地区においては、台風や大雨、梅雨の時期の長時間にわたる降雨等により、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生する恐れがある。

（資料第3-48 荒川区土砂災害ハザードマップ）

第3章 区の活動体制

第1節 区の活動体制

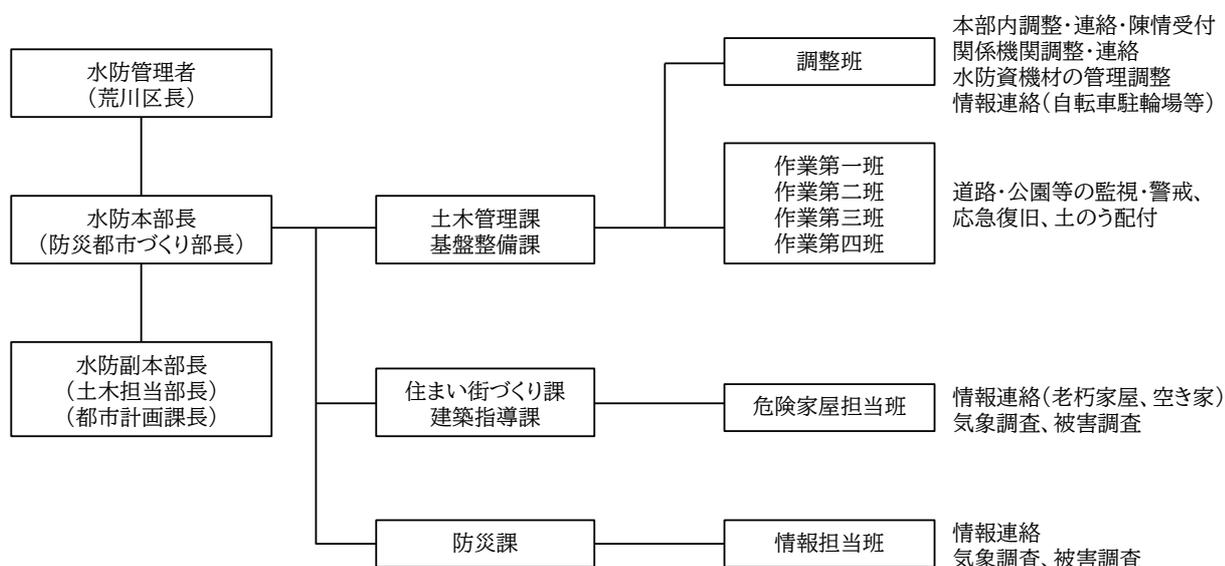
1 水防本部

・区は、その区域内に洪水や高潮等の風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び防災機関並びに区民等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

(1) 水防本部の設置

- ・区内において水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（大雨警報が発令された場合）は、水防本部を設置する。
- ・水防本部長は、河川状況や気象状況を勘案し、大規模な水害の発生が見込まれ、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区長に災害対策本部の設置を要請する。災害対策本部設置後は、水防本部はこれに統合される。
- ・大型台風の接近等により全庁体制で対応する必要がある場合には、水防本部を経ず、直接、災害対策本部を設置する。

[荒川区水防本部組織図]



[参集基準]

水防体制の種別	基準及び内容	人員
連絡・警戒配備体制	1 情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた体制の指示連絡が行える体制 2 概ね次の場合で、監視・警戒及び水防資器材の点検等が行える体制 ①水防活動用気象情報の警報が発せられたとき。 ②荒川に洪水予報の注意報が発せられたとき。 ③荒川又は隅田川に水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員の概ね 1/6
第 1 次参集体制	概ね次の場合で、水害が発生又は発生する恐れのあるとき、直ちに水防活動に対応できる体制 ①荒川に洪水予報の警報が発せられたとき。 ②荒川又は隅田川に水防警報の出動が発せられたとき。	水防要員の概ね 1/3
第 2 次参集体制	水害が第一次参集以降も拡大する恐れのあるとき又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる体制	水防要員の概ね 1/2
第 3 次参集体制	区内全域にわたり水害が発生する恐れのあるとき又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる体制	水防要員全員

(2) 水防活動

・区（水防管理団体）は、出水期前に河川、護岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

・気象状況等により洪水、高潮の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

①気象状況並びに水位、潮位に応じて各施設の管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、護岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

②水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

③水防作業に必要な資器材の調達を行う。

・次の場合には、消防機関に対し出動を要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。

①水防警報により、出動又は指示の警告があったとき

②水位又は潮位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、危険の恐れがあるとき

③その他水防上必要と認めたとき

- ・水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- ・堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ・洪水、高潮による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。
- ・水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- ・水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- ・水防のため緊急の必要があるときは、都本部長に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

- ・水防本部長は、河川状況や気象状況等を総合的に勘案し、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区民生活部長を通じて、区長に災害対策本部の設置を要請する。
- ・洪水又は高潮等外水氾濫（荒川、石神井川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。
- ・区長は、区に災害が発生したとき、又は発生する恐れのある場合に、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。
- ・災害が発生する恐れがある場合とは、次のことをいう。
 - (1) 区を対象とした特別警報が発表されたとき
 - (2) 区を対象とした警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあると区長が認めたとき。
なお、洪水等の外水氾濫（荒川、石神井川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。
 - (3) その他、区長が必要と認めたとき
- ・区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。
- ・区長は、前記による要請があったときは、直ちに、本部員を招集し協議するものとする。

(2) 災害対策本部の設置の通知等

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ③ 災害対策本部の設置」に示す「○災害対策本部の設置の通知等」に準ずる。

(3) 災害対策本部の構成員

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ② 災害対策本部の構成員」に準ずる。

(4) 本部長室及び災対部課の運営

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ④ 本部長室及び災対部課の運営」に準ずる。

(5) 災対各部の運営及び基本的事項

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ④ 本部長室及び災対部課の運営」に示す「○災対各部の運営及び基本的事項」に準ずる。

(6) 災対区民生活部運用班の設置

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ⑤ 災対区民生活部運用班の設置」に準ずる。

(7) 本部長室等の活動場所等

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ⑥ 本部長室等の活動場所等」に準ずる。
- ・大規模な浸水被害が生じる恐れがある場合、区役所本庁舎も浸水被害によるライフラインの途絶が想定される。継続的な本部長室等の活動を維持するため、区内外の浸水想定がない地域に活動場所を確保する。

第2節 関係機関の活動体制

1 都の活動体制

(1) 水防体制の種別及び基準等

・都建設局長は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。

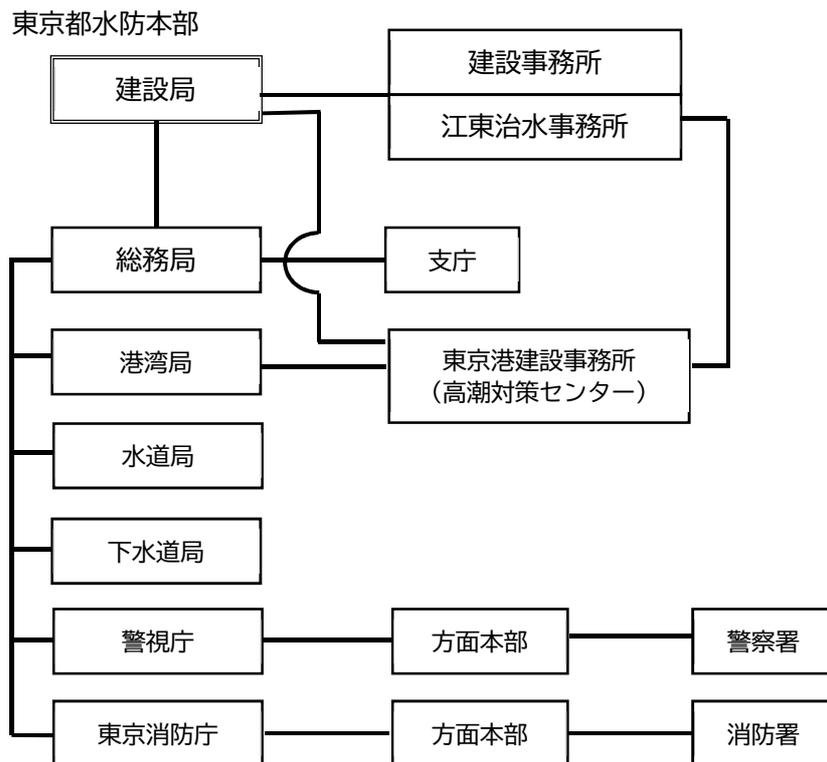
水防体制の種別	基準及び内容	人員	
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1 が発表されたとき。 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき。 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき。 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき。	若干名	
水防本部 の設置	警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報※2 が発表されたとき。 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき。 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき。 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。 6. 都管理河川に、氾濫発生情報が発表されたとき。 7. 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき。	水防要員のおおむね 1/15
	第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員のおおむね 1/10
	第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員のおおむね 1/5
	第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員のおおむね 1/3

	第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、 又は発生したとき。	水防要員 全員
--	--------------	--------------------------------------	------------

- ※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報。
気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。
- ※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して行う予報。
気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

(2) 水防本部の設置、廃止、統合

- ・水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、又は必要と認めたととき、水防本部を設置する。
- ・水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、又は災害発生のおそれなくなったと認めたととき、水防本部を廃止する。
- ・水防本部を設置又は廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。
- ・水防本部の体制は、水防体制の基準をもとに、水防本部長が指示する。
- ・水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。
 - ①都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。
 - ②都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。
 - ③都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと、水防活動を行う。



2 警察署の活動体制

(1) 警備方針

- ・各警察署長は、平時から総合的な防災活動の推進に寄与するために、万全の準備を期するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警

告等の活動を行うほか、関係機関と協力し、適切な警備を実施する。

・風水害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体、財産の保護並びに被災地における秩序の維持にあたる。

(2) 風水害における警察の任務

- ・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ・被災地における災害関係の情報収集及び通報伝達
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出、救護
- ・避難者の誘導
- ・避難所、救助物資集積所、その他重要防護対象の警戒警備
- ・危険物の保安
- ・交通秩序の確保、交通規制
- ・犯罪の予防、検挙
- ・行方不明者の捜索及び死体の検視、見分

(3) 警備態勢

- ・管内に風水害が発生し、又は発生の恐れがあると認めるときは、現場警備本部を設置して、警備にあたる。
- ・必要があると認めるときは、速やかに防災コーディネーターを区に派遣し、連絡体制を早期に確立する。

(4) 警戒区域の設定

・災害現場において区本部長若しくは、区本部長の職権を行う区の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区本部長に通知する。

(5) 区に対する協力

- ・区本部長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害活動を実施する。
- ・区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるように努める。
- ・罹災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

3 消防署の活動体制

(1) 活動方針

- ・洪水、高潮、内水氾濫等による大規模な水害が発生する危険があるとき、又は発生したときは、

水防機関として東京消防庁水災警防規程に定めるところにより、荒川区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して被害の軽減に努め、区民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 水防体制

・管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、又は気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化が必要と認めるときは、水防体制を発令し、水防非常配備態勢の発令に備える。

(3) 水防非常配備態勢

・水災に対処するため、気象状況及び災害状況に応じて第一から第四非常配備態勢を発令し、計画に基づき直ちに活動を開始する。

(4) 水防活動

・水防活動は、東京消防庁水災警防規程に基づき行う。

(5) 非常招集

・水災に対処するため、必要があると認められた場合は勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

(6) 部隊編成

水防小隊等 機関別	水防小隊		監視警戒隊		水防切替小隊		水防指揮隊		派遣員	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
荒川消防署	4	102	4	8	3	12	1	5	5	5
尾久消防署	3	37	3	6	2	7	1	5	2	2
計	7	139	7	14	5	19	2	10	7	7

※水防部隊は、水防第一非常配備態勢以上の発令で編成する。

(7) 活動要領

・河川、堤防等を随時監視警戒し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

・水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

・消防機関の長は水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

・水防時、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

・消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知った時は、直ちに出動し水防作業を行う。